

- 一八、鎌屋川焼却場及防疫従業員ニ靴ヲ支給サレタシ
- 一九、防疫ノ従業員ニ對シ公休ヲ月ニ三日與ヘラレタシ
- 二〇、防疫従業員ニ對シ月十六歳ノ炭(但自十一月至三月)ヲ支給サレタシ
- 二一、胞衣従業員ニ對シ一月五日ノ新年宴會ニ休日ヲ與ヘラレタシ

第 二四九五 號

昭和八年三月十七日

大阪支所長 橋 本能 保利

福岡出張所長 清 原 進 殿

支那宛軍需品輸送ニ對スル日本海員組合
ノ反對ニ關スル件 (第二報)

29